

## 学校法人北里研究所ソーシャルメディア利用ガイドライン

2021年5月21日制定

### (目的)

第1条 このガイドラインは、学校法人北里研究所（以下「本法人」という。）の教職員及び学生がソーシャルメディアを適切かつ安全に活用できるよう、ソーシャルメディアを利用する際の規範を示すものである。

### (定義及び対象)

第2条 ソーシャルメディアとは、インターネット上で情報発信又は双方向のコミュニケーションを可能とするメディアのことをいう。

2 このガイドラインでは、本法人の教職員及び学生が、業務、授業、課外活動又はプライベートにかかわらず、ソーシャルメディアを利用する行為を対象とする。

### (利用する際の留意点)

第3条 ソーシャルメディアを利用するときは、次の各号の定めに留意するものとする。

(1) 発信する内容に責任を持つ。

情報を発信する前に、その内容に虚偽が無いことを確認する。発信した内容に誤りがあることが判明した場合は、速やかに訂正し、必要に応じて訂正したことも発信する。

(2) 法令を遵守し、第三者の権利を尊重する。

第三者の基本的人権、プライバシー権、肖像権、著作権、商標権等を侵害しないよう注意を払い、関連する法令等を遵守する。

特に、次のような情報は発信しない。

ア 誹謗中傷する内容

イ 他人のプライバシーに関わる内容

ウ 公序良俗に反する内容

エ 人種、民族、言語、宗教、身体、性、思想、信条等に関わる差別的な内容

オ 立場上知り得た守秘義務のある内容

(3) ソーシャルメディアの特性と各メディアの運用ルールを理解する。

ソーシャルメディアは公の場であるという意識を持ち、発信内容は不特定多数の利用者の目に触れることを認識する。また、各メディアの利用規約や運用ルール等を理解したうえで利用する。

(4) 自分自身のプライバシーの保護に留意する。

個人情報の公開範囲について十分に検討する。一度ネットワーク上に公開すると

完全には削除できないこと、第三者によって保存され将来にわたり人物情報として利用される恐れがあることを認識し、自分自身のプライバシーの保護に留意する。

(5) 個人で利用する場合でも、本法人の一員であることを自覚して利用する。

ソーシャルメディアにおける活動は、個人のイメージではなく、本法人のイメージで受け取られる可能性がある。特に本法人に関連した内容について発信する際には、本法人の見解ではなく自身の見解であることを明確にする。

(6) 組織で利用する場合には、運用方法を明確にする。

当該組織の公式アカウントであることを明示し、利用目的、発信内容の責任の所在、パスワード等の管理責任の所在、運用方法等を明確にして利用する。

(主管部署)

第4条 このガイドラインの主管部署は、法人本部総務部とする。

(ガイドラインの改廃)

第5条 このガイドラインの改廃は、学部長会の議を経て、北里研究所理事会において決定する。

附 則 (北学総第 2021-02492 号)

(施行期日)

このガイドラインは、2021年5月21日より施行する。